

◆給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載の仕方◆

異動された給与所得者の氏名を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

令和4年1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。
なお、1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」と記入してください。

転勤等により勤務先が変更になる場合で、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先の名称及び必要事項を記入してください。

「理由」欄は該当番号を記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中において税額変更通知書を受けた人については税額変更通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先へ同封願います。新勤務先でB欄を記入し、また、徴収金額への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の1月1日現在の住所（課税地）の市区町長に送付してください。

(あて先) 藤枝市長 令和 年 月 日提出		所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号 宛名番号 担連 所属 氏名 電話 内線 ()	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ 氏名 生年月日 昭和・平成 年 月 日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 藤枝市 異動後の住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 (イ) 徴収済額 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動年月日 令和 年 月 日 1. 退職 2. 退職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期放免 6. 合併 7. その他 8. 退職 9. 退職 10. 退職	異動の事由 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動後の未徴収税額の徴収方法
A欄 1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 担当者連絡先 所属氏名 電話 内線 ()		個人番号又は法人番号 担当 所属 氏名 電話 内線 ()	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要
B欄 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
C欄 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		異動事由 1 2 2 1 2 3 4 5 異動理由 振 特 括 退 普 育 休 屈 終了 開始	処理確認	

給与支払者の法人番号又は個人番号を記入してください。

税額通知書の「指定番号」を必ず記入してください。

税額通知書の「宛名番号」欄の番号を記入してください。

この届出書について対応ができる人の係名等を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法を記入してください。

異動の事由を記入してください。

異動した人の異動年月日及び特別徴収税額を何月分から何月分までいくら徴収したかを記入してください。

(ア)の特別徴収税額から(イ)の徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

新勤務先で何月分から、いくら徴収するかを記入してください。

通知書等に受給者番号の記載が必要な場合は記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入されるかを記入してください。

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

*印の欄は届出者において記載する必要はありません。

©送付先 〒426-8722 静岡県藤枝市岡山1丁目11番1号
藤枝市財政経営部課税課 市民税係 (直通 054-643-3187)

届出書はHPからダウンロードできます。 <https://www.fujieda.shizuoka.jp/benri/shinseisho/kurashi/1445913094943.html>

初めて藤枝市へ特別徴収税額の納入をされる場合は○を記入してください。

新しい給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

給与又は退職手当等の支払われる予定年月日を記入してください。

前記の支払予定日ごとの徴収予定額の合計を記入してください。なお、この金額は上記(ウ)未徴収税額と同額になります。